

京都市文化会館条例の一部を改正する条例（平成25年3月29日京都市条例第67号）
 （文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）

文化会館の会議室及び駐車場の利用料金の限度額の適正化を図るためこれを次のとおり改定するとともに、京都市東部文化会館に来客用駐車場を設置することに伴い規定を整備するため、京都市文化会館条例の一部を改正することとしました。

区 分		利 用 料 金					
		改 正 前			改 正 後		
		午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	夜 間
第1会議室	京都市右京ふれあい文化会館	円 1,000	円 1,200	円 1,400	円 1,200	円 1,400	円 1,600
	その他の文化会館	2,400	3,200	3,600	2,800	3,700	4,100
第2会議室	京都市右京ふれあい文化会館	1,000	1,200	1,400	1,200	1,400	1,600
	その他の文化会館	1,800	2,400	2,700	2,100	2,800	3,100
第3会議室		1,000	1,200	1,400	1,200	1,400	1,600
第4会議室（京都市北文化会館及び京都市右京ふれあい文化会館のみ）		2,400	3,200	3,600	2,800	3,700	4,100
駐 車 場		1時間までごと 100			30分までごと 100		

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

京都市文化会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 67 号

京都市文化会館条例の一部を改正する条例

京都市文化会館条例の一部を次のように改正する。

第5条中「文化会館（）」の右に「京都市東部文化会館、」を加える。

別表第2備考以外の部分中	「	1,000	1,200	1,400	「	1,200	1,400	1,600	」
		2,400	3,200	3,600		2,800	3,700	4,100	
		1,000	1,200	1,400		1,200	1,400	1,600	
		1,800	2,400	2,700	を	2,100	2,800	3,100	に
		1,000	1,200	1,400		1,200	1,400	1,600	
		2,400	3,200	3,600		2,800	3,700	4,100	」

改め、同表駐車場（1時間までごと）の項中「1時間」を「30分」に改め、同表備考6中「つど」を「都度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の申請に係る文化会館の利用に係る料金については、なお従前の例による。

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）